



武田薬品新研究所の汚染排水の 大清水浄化センターへの受入は、安全か？

武田薬品研究所建設問題は、現在の工場跡地に、東京ドーム2個分に相当する巨大な研究所建設を計画しています。ここでは、創薬研究の為、バイオ、遺伝子組み換え実験、動物実験を行う事が予定されています。しかし、バイオハザードと言われるように、汚染排水、汚染空気、汚染煤煙等によって危険な生物や病原菌が外部に流出する危険性が生まれています。

武田薬品は、危険なバイオ汚染排水を大清水浄化センターへ放流を計画

この内、大清水浄化センターに関係ある汚染排水について、武田製薬は研究所内部で循環処理し再利用するのではなく、一部の重金属、有機溶媒だけを取り除くだけで大清水浄化センターに1日2200m³もの大量の汚染水を放流しようと計画しています。

武田薬品研究所の染排水の受入は、協定違反（右の協定書を参照下さい）

大清水浄化センターは、市民の生活排水の安全処理と下流に汚染物を流さないようにするために、工場排水は受入れない事になっているのに、藤沢市と武田薬品は、この協定を無視し、工場排水と研究所排水は別だとの詭弁で、武田の汚染排水を受入れようとしています。

武田薬品のバイオ汚染排水は、下流の境川、江の島海岸に悪影響

その結果、武田薬品の汚染排水は、未処理のまま境川や江の島海岸に流れて行くだけで、境川流域の生物や、江の島の魚が汚染される危険性も生まれます。安易な、武田汚染排水の大清水浄水所への受入れ・放流は下流の境川、江の島海岸に悪影響を与えるものです。

バイオ汚染排水の水質環境アセスを、実施させよう

武田薬品研究所は1日に4500m³の水を、大清水浄化センターに2200m³、空中に2100m³も排出するのに、水質汚濁の環境影響調査をやらうとしません。水質調査をやらなくても危険は無いと言うのが理由ですが、安心できません。武田薬品の汚染排水から地域近隣、境川流域地域の市民の生活と環境を守るために、バイオ汚染排水の水質環境アセスを実施させましょう。

藤沢市と武田薬品がかわした 工場排水を公共下水道に流さない協定書

藤沢市を甲とし 武田薬品工業株式会社湘南工場を乙とし、藤沢市公共一東部処理区基本計画策定にあたり、下水道整備による良好な環境を作り、住民の福祉を増進し、かつ効率的な下水処理を行なうため、工場排水の取扱いについて、当事者間で協議した結果、次のとおり合意に達したので協定を締結する。

- 第1条 乙は工場から排出する排水のうち、洗浄用、冷却用及びボイラー用等の生産工程に使用された排水（工程排水という）及び雨水については公共用水域へ排出するものとする。
- 第2条 乙は工場から排出する排水のうち厨房、便所及びその他生活系の排水（生活系排水という）については、甲が建設する污水管へ排出するものとする。但し、乙は下水道の放流水基準に適合する排水については、公共用水域へ排出することが出来るものとする。
- 第3条 （第三者への譲渡）乙は第三者へ工場を譲渡した場合でも譲受け人にこの協定内容を承継させるものとする

昭和53年3月1日 甲 藤沢市長 葉山 峻

乙 武田薬品株式会社 湘南工場

藤沢市と地元住民が交わした 工場排水は受入れないとの住民協定

- 第2条 藤沢市は、公害の発生を防止するため、本処理場には工場排水を受入れず、又、本処理場に完全な覆蓋と完全な臭気対策を行い処理場内での汚泥焼却は行わないものとし、その他万全の対策を事前に行うものとする。

昭和53年1月29日 藤沢市長 葉山 俊

大清水地区汚水処理場建設反対協議会会長